

建設キャリアアップシステムの 活用推進について

Construction Career Up System

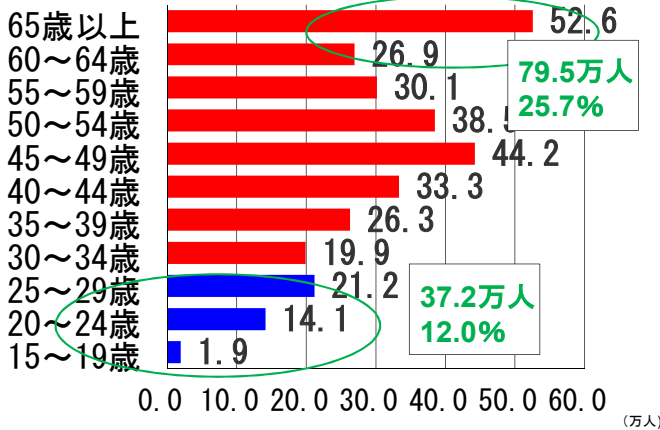


「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



出典: 総務省「労働力調査」(R3年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

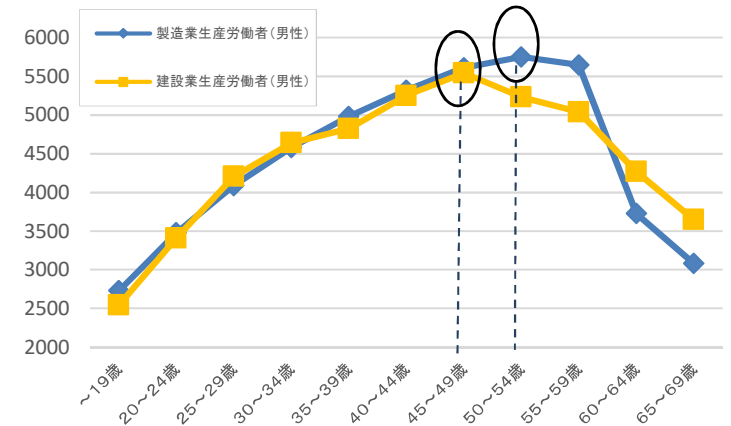
	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きままって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
 ※令和2年より生産労働者だけの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
 ○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

(単位:千円)

年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

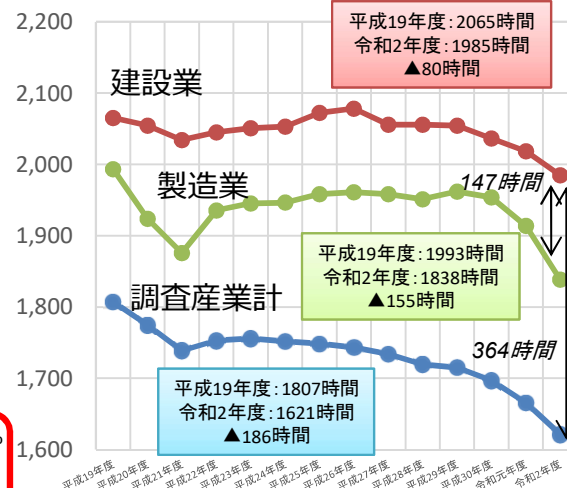
企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

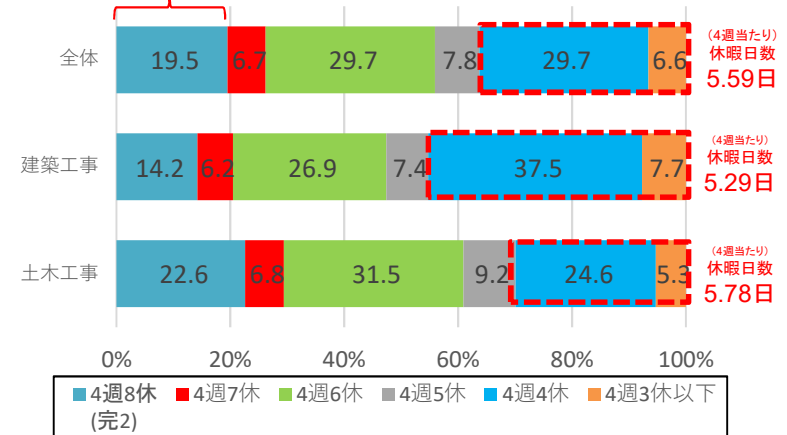
(時間) 年間実労働時間の推移



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典: 日建協「2020年短時アンケート」を基に作成

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
 - ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
 - ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等
- 【技能者情報】
 - ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



レベル1 初級技能者 (見習い)

レベル2 中堅技能者 (一人前)

レベル3 職長レベル

レベル4 高度マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

事前登録

元請・下請事業者は事業者登録、技能者は技能者登録

事業者登録

商号、所在地、建設業許可、
社会保険、建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、**所属事業者名**、
社会保険・**建退共加入状況**、
保有資格 等

元請による現場登録とカードリーダー設置等

◎元請と各下請が、現場ごとに、**施工体制情報**や**施工体制技能者情報**を登録し、元請がカードリーダーの設置等を行う



パソコンとカードリーダーの設置



iPhoneとカードリーダーの設置

技能者がカードタッチ等で就業履歴を登録



職長・班長としての経験日数

+

現場で従事した就業履歴

技能者の能力評価

経験や資格により、技能レベルに応じた4段階の技能レベルを表示

保有資格

就業年数

マネジメント経験



技能者の技能・経験が客観的に評価

技能者の賃金や処遇の向上

現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

週休2日確認や退職金制度(建退共)との連携

建設現場ごとに作成されるデータ

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格		
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保	<input type="checkbox"/> 建退共
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金	
雇用		

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に従事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにを行う申請について適用されます)

能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

技能者の登録数

102.4万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数: 309万人

事業者の登録数

19.7万社が登録

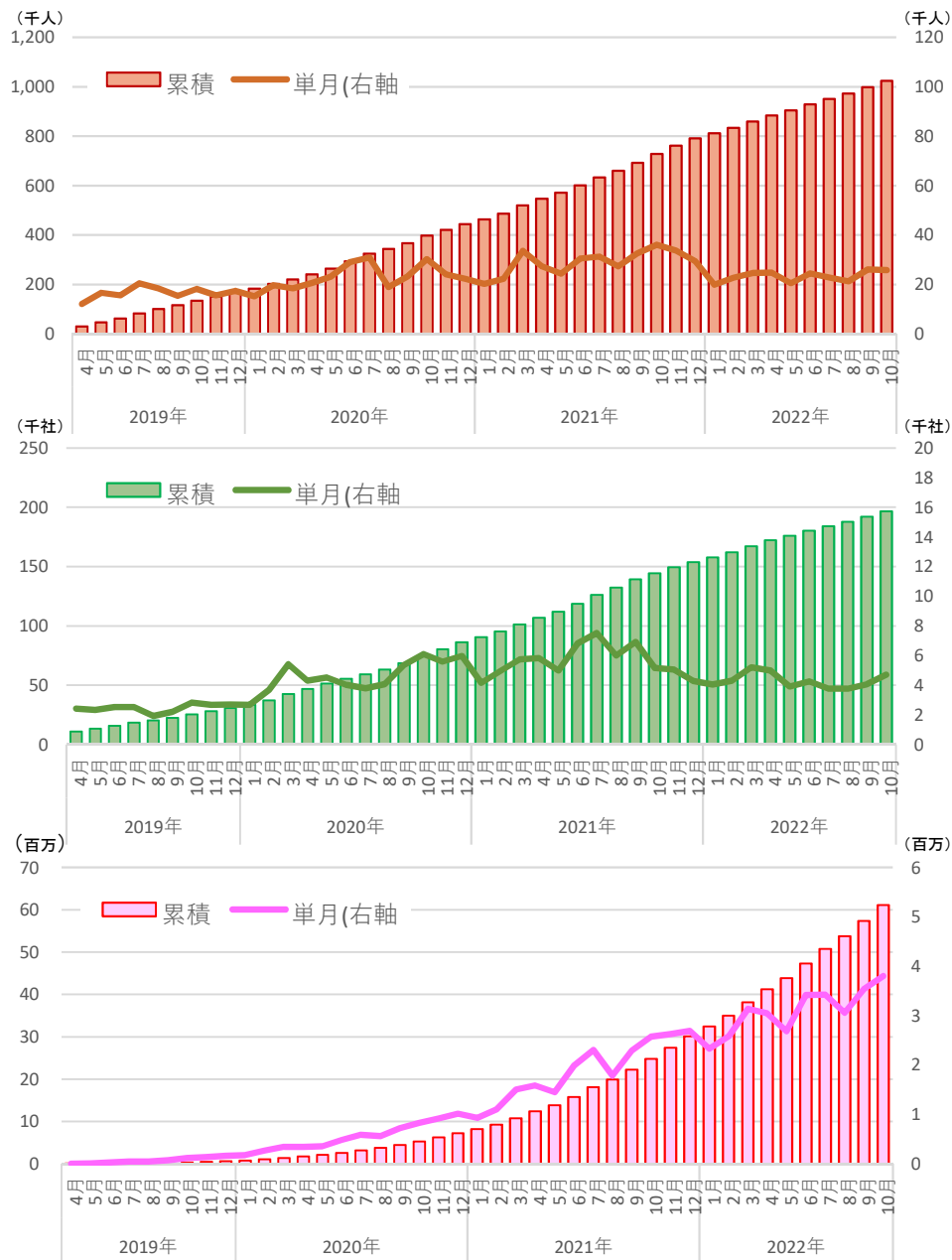
※うち一人親方は6.2万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※10月は過去最高となる380万履歴を蓄積

出所: 建設業振興基金データより国土交通省



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
・CCUSサテライト説明会
・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
・認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

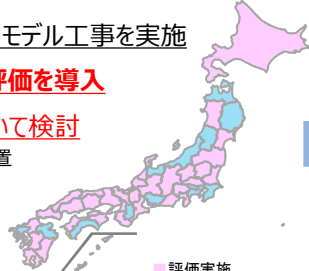
国交省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

CCUSに関する主な取組

元請による現場利用、現場管理での活用

公共工事でのインセンティブ措置の導入

- ◎直轄工事で、WTO工事等において、モデル工事を実施
- ◎都道府県では、**36道府県が企業評価を導入**
- ◎さらに、**経営事項審査での加点について検討**
(すべての元請工事におけるカードリーダー設置等について加点することを検討)



- 『ブロック別CCUS連絡会議』で、都道府県建設業協会や都道府県などと情報共有し活用を推進
- 市町村に対しては『都道府県公契連』を通じて働きかけ

建退共（退職金制度）の掛金給付との連携

- ◎CCUSと電子申請方式との連携で建退共充当を効率化
※今夏から、**元請や1次下請が直接にデータ利用できる機能を供用**

技術者専任要件緩和の要件化

- ◎**監理技術者等の兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制確認を位置づけることを検討**

社会保険加入確認での活用、施工体制管理等

現場管理での更なる活用を推進

小規模現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎カードリーダーが常設しにくい現場も**スマホ等で利用が可能**



自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

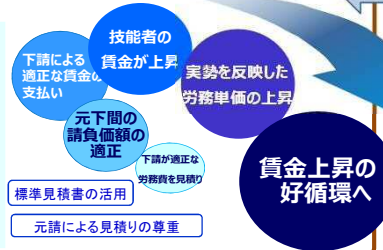
労務費や処遇改善との連動

労務費調査との連動（技能者の技能経験に応じた労務費）

- ◎労務費調査でCCUS技能者や技能・経験別の賃金の実態を調査
⇒**レベル別の賃金目安を公示するなど、労務費調査と能力評価をどのように関連づけるかについても検討**

労務費調査でのCCUS技能者の実態（令和3年度労務費調査）

- CCUS登録技能者（レベル4）の平均賃金はCCUS登録技能者（レベル1～3）より**約14%高い**
- CCUS登録技能者の平均賃金は全建設技能者より**約3%高い**



技能レベルを反映した手当支給の促進

- ◎**CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。**

ゼネコン個社による手当支給への取組例

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協会の規則でCCUS加入を義務化【奥村組】
- 評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。R5.6より推薦要件化も検討【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とする【鹿島建設】
- 独自の労務費補正制度（休日取得目標達成で、労務費を割増）にCCUS履歴を活用【五洋建設】

【その他導入・検討中の企業】青木あすなる建設、浅沼組、飛鳥建設、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、清水建設、大成建設、大日本土木、竹中工務店、東亜建設工業、東洋建設、戸田建設、日本国土開発、フジタ、前田建設工業、馬淵建設、三井住友建設、ヤマウラ

公共発注者による週休2日工事との連携

- ◎CCUSの管理機能を用いて、**公共発注者による週休2日工事の円滑な実施に活用**（公共発注者による閲覧機能を内製化）

技能者アンケートでは、週休2日と技能経験に応じた賃金の要望が多い



技能・経験の評価や見える化

能力評価制度の実施

- ◎現在、38分野で能力評価を実施
- ◎レベル2以上は**約6万人**（うちレベル4は約4万人）



施工能力の見える化評価

- ◎現在、**9分野**で見える化評価を実施（さらに、その他**7分野**で評価を検討中）

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

- ◎都道府県レベルの専門工事業団体との対話のための環境づくりを推進（先行して10県で、『官民推進協議会』を設置）



元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、36道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(来年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

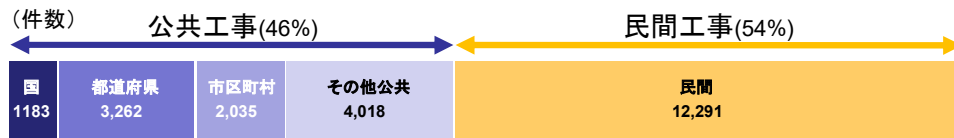
公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年秋から供用予定

元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

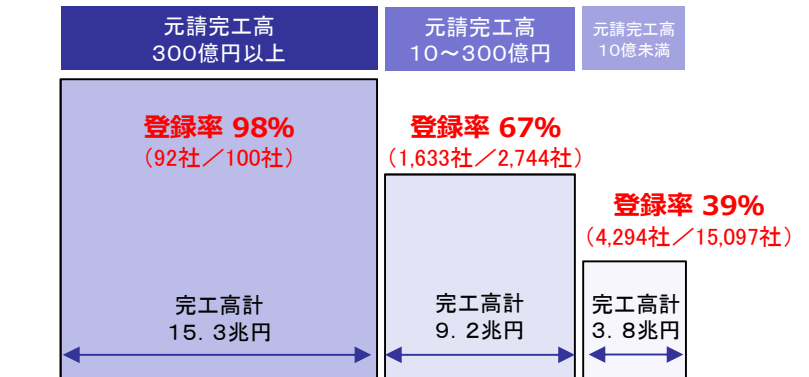


元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。
 ※※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

元請総合工事企業※による事業者登録の状況



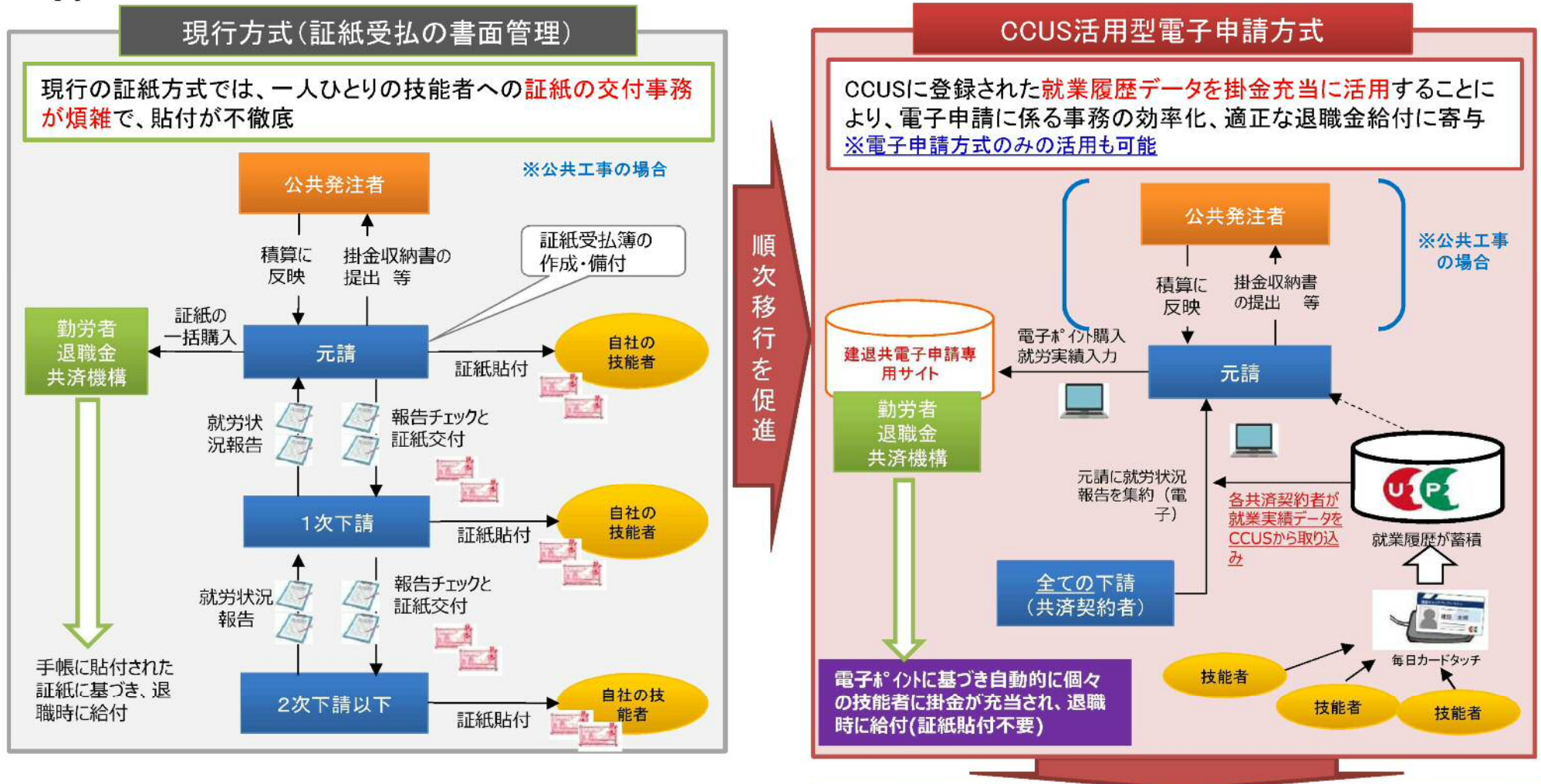
※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.3未現在

公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事でモデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p>【土木工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で64件(R3年度契約)) (活用推奨: 全国で16件(R3年度契約)) ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事) ○ 地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行 <p>【営繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む <p>【港湾・空港工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用モデル工事 (全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績 	<p>○ 36道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明</p> <p>(・工事評定による加点は18道府県 ・総合評価による加点は18府県 ・カードリーダー等費用補助は11道県が導入済(重複あり))</p> <p>○ 政令市は14市で導入</p> <p>※今夏第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p>	<p>【UR都市機構】</p> <p>R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p>【水資源機構】</p> <p>R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p>【NEXCO西日本】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事を実施。</p> <p>【NEXCO東日本】</p> <p>R3年度に義務化モデル工事を1件実施。</p> <p>【鉄建機構】</p> <p>R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p>

- 2021年度より、建退共制度の事務の効率化及び適正履行等を確保する観点から、建退共の電子申請方式が導入（あわせて、技能者がCCUSに登録した就業履歴データの電子申請方式への活用を可能とする「CCUS活用電子申請方式」が導入）。
- CCUSに登録された就業履歴データを活用することにより、建退共の電子申請に係る事務の効率化、適正な退職金給付に寄与。



工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

○ **CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。**

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協力会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)		
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討		
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担		
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に		
奥村組	スーパーマスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)	東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)	ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加	東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マスター資格要件にカード所持を必須化	戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化	飛鳥建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ	日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化	フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加	前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加	馬淵建設	CCUSのエムゼックマスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化	三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「中国地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組し、「**中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会**」を設置。

(協議会の構成員)

- 建設業者団体(各県建協、専門工事業団体の支部)
- 建設業に関係する団体(行政書士会、社会保険労務士会、建設労働組合)
- 行政機関(厚生局、年金機構、労働局、各都道府県)

これまでの取組

①社会保険未加入対策推進中国地方協議会(H24~H29)

- 中建審の提言(H24.3)を踏まえ、社会保険未加入許さずの固い決意をもって対策に取り組む全国協議会と地方協議会を創設
- 標準見積書の一斉活用開始を申し合わせた
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた取組の更なる強化を申し合わせた
- H29までに事業者単位で許可業者100%、労働者単位で製造業相当の加入状況を目指す(平成24年1月の中建審とりまとめ)を推進

②中国地方社会保険加入推進・処遇改善協議会(H30~)

- 建設業働き方改革加速化プログラム(H30.3)を踏まえ発展改組、CCUSの普及推進や適切な賃金水準の確保など、処遇改善の取組も追加
- 社会保険加入の徹底、CCUSの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度適正運用
- 社会保険未加入対策・処遇改善の諸課題への取組について協力要請
- 法定福利費内訳明示、CCUS普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進、一人親方対策等について共有、意見交換

③中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(R4.1~)

- 建設キャリアアップシステムの活用・普及を通じた更なる推進を目指す発展的組織改正
- ※ 民間発注者を新たに構成員に加え、実施予定

1. 技能者のメリット

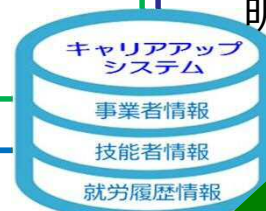
- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、**賃金水準の相場感の形成**、引き上げ/ダンピング防止
- ② 現場や勤務先が変わっても、**自らの能力を客観的に証明可能に**
- ③ **カードリーダータッチ**で日々310円の**建退共掛金を積み立て**（元請が一括して掛金支払い）

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる**（= **企業の実力の見える化**）
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の**施工能力等の見える化（4段階評価）**も令和3年度から開始
- ③ **出面管理**のIT化、**賃金や代金支払いの根拠**が明確に

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の**確認**ができ、**施工の安心感**につながる
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの**現場管理の効率化**
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化**
- ④ 増える**外国人労働者の資格等の確認が容易に**



建設業界全体としては、
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

見える化評価制度の概要

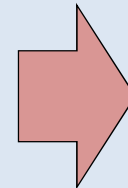
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

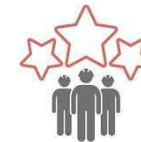
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・同年11月施行)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 令和元年の建設業法等の一部改正等により、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされたことを踏まえ、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取扱いとするよう指導

○建設業法改正(R2.10～施行)
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件化
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに

令和2年10月1日以降の取組

【社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにて以下の取組を明記】

- 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されているCCUSの登録情報を活用※し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
 - CCUSを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
 - CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
 - 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎 111111111111111	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

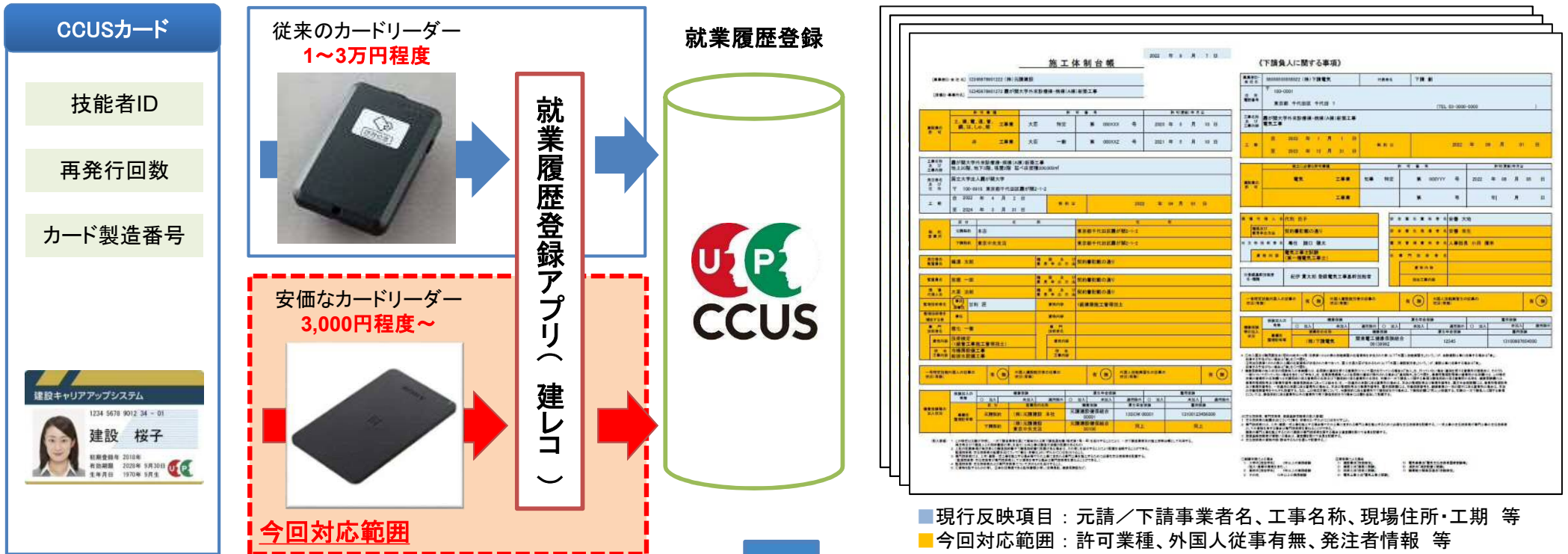
※CCUS登録時に運営主体により真正性確保

- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等※へデータが反映できるようシステムを改修

※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

カードリーダー改修

施工体制台帳等改修



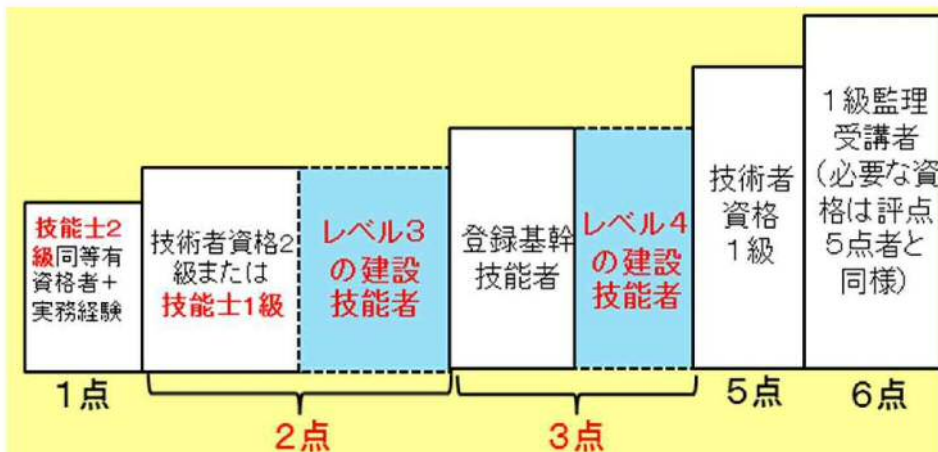
- 今回改修を実施することで、システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。

経営事項審査において建設キャリアアップシステムの導入を踏まえて評点を付与

改定 (R2.4.1~)

【Z1 : 技術職員数】

○建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与

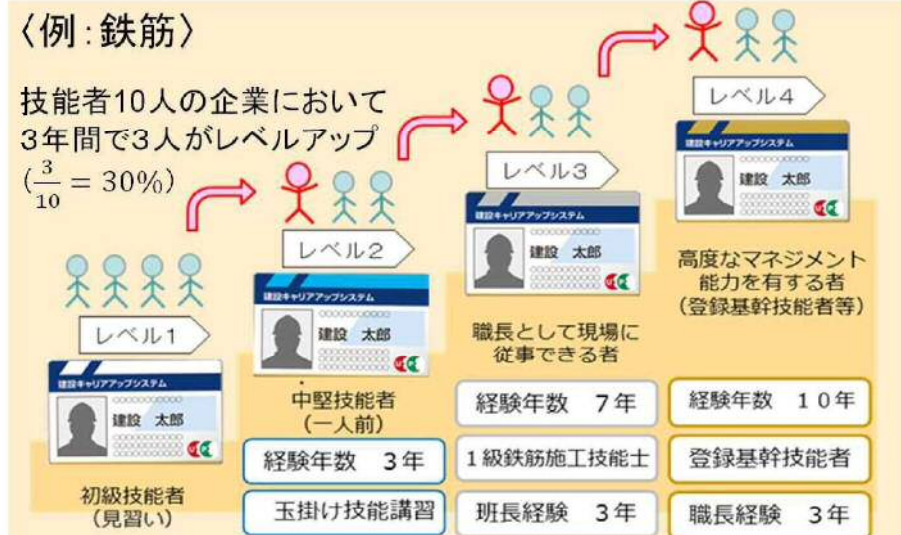


※建設技能者の能力評価基準において
 ・レベル4 = 登録基幹技能者相当
 ・レベル3 = 技能士1級相当
 とされている。

新設 (R3.4.1~)

【W10 : 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況】

○基準日後3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与(最大10点)



※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 [工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事]
- ③ 災害応急工事
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

* 現場・契約情報: 現場名、住所、連絡先、現場管理者等
 ** 直接入力によらない方法: 就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) 等により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

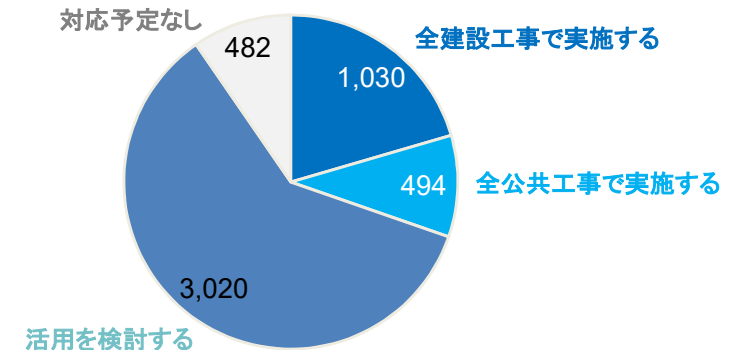
※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社
 (回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社

